

九州 1 球磨川樹木採取区 樹木採取権設定申請書チェックリスト

(備考) 本チェックリストの各項目をチェックしてから、本チェックリストも申請書類とあわせて提出してください。

【樹木採取権設定申請書関係】		申請者	局職員
申請書の大きさが日本産業規格 A 4 である。		☐	☐
実際に申請書を提出する年月日が記載されている。		☐	☐
申請者名等が記載されている。			
◎法人の場合			
所在地、名称及び代表者の氏名が記載されている。		☐	☐
問い合わせ先に担当者名、部署、電話番号が記載されている。		☐	☐
定款が添付されている。(※宗教法人の場合は不要)		☐	☐
本申請が法人の議決機関の議決(宗教法人の場合は規則及び責任役員の議決)を要する事項に係るものであれば、その議決書の謄本が添付されている。		☐	☐
◎個人の場合			
住所及び氏名が記載されている。		☐	☐
問い合わせ先に電話番号が記載されている。		☐	☐

【申請様式 1 関係】		申請者	局職員
1 の記入欄に、公募時に森林管理局長等が示した行使の指針等に沿った内容が記載されている(※行使の指針に記載されている事項を漏れなく記載する)。		☐	☐
2 の記入欄に、公募時に森林管理局長等が示した行使の指針等に沿った内容が記載されている(※行使の指針に記載されている事項を漏れなく記載する)。		☐	☐
3 の記入欄に、公募時に森林管理局長等が示した行使の指針等に沿った内容が記載されている(※行使の指針に記載されている事項を漏れなく記載する)。		☐	☐

【申請様式 2 関係】		申請者	局職員
1 について			
いずれかの項目にチェックがつけられている。		☐	☐
◎ 1 つ目の選択肢(法第 36 条第 2 項の規定に基づく民間事業者)をチェックした場合			
認定を受けた区分について○で囲んでいる。		☐	☐
公表の事実を示す書類が添付されている。		☐	☐

2について		
現状と目標（５年後）のそれぞれの年度と生産性及び素材生産量の数値が記載されている。	☐	☐
目標達成に向けて今後事業体として取り組む具体的内容が記述されている。	☐	☐
3について（申請者の事業内容が「造林・保育」のみの場合若しくは、1の1つ目の選択肢をチェックした場合は不要）		
【上欄】チェックがつけられている。	☐	☐
【上欄】チェックがつけられている取組内容が具体的に記載されている。	☐	☐
【上欄】作業日報等の写し（一部でも可）が添付されている。	☐	☐
【下欄】いずれかの取組にチェックがつけられている。	☐	☐
【下欄】チェックがつけられている取組内容が具体的に記載されている。	☐	☐
【下欄】チェックがつけられている取組内容に係る資料		
関係書類はあるので添付している。	☐	☐
関係書類はないので添付していない。	☐	☐
4について（1の1つ目の選択肢をチェックした場合は不要）		
いずれかの取組にチェックがつけられている。	☐	☐
チェックがつけられている取組内容が具体的に記載されている。	☐	☐
チェックがつけられている取組内容に係る資料		
関係書類はあるので添付している。	☐	☐
関係書類はないので添付していない。	☐	☐
5について（申請者の事業内容が「造林・保育」のみの場合若しくは、1の1つ目の選択肢をチェックした場合は不要）		
チェックがつけられている。	☐	☐
チェックがつけられている取組内容が具体的に記載されている。	☐	☐
チェックがつけられている取組内容に係る資料		
関係書類はあるので添付している。	☐	☐
関係書類はないので添付していない。	☐	☐
6について		
【上欄】素材生産の実績について、選択肢のいずれかにチェックがつけられている。	☐	☐
◎【上欄】造林事業の実績について、申請者の事業内容が「造林・保育」の場合（事業内容が「素材生産」若しくは、1つ目の選択肢をチェックした場合は不要）。		
造林・保育の実績について、選択肢のいずれかにチェックがつけられている。	☐	☐

	【上欄】実績とする事業に係る契約書等の写しが添付されている。	☐	☐
	【上欄】記載内容が申請様式 7-1 と整合している。	☐	☐
	【下欄】過去 3 年間の受注実績の有無のいずれかにチェックが付けられている。	☐	☐
	◎【下欄】有にチェックがつけられている場合		
	実績の種類いずれかの選択肢にチェックがつけられているとともに事業名と発注機関が記載され、実績とする事業に係る契約書等の写しが添付されている。	☐	☐
7 について			
	人数が記載されている。	☐	☐
	実績とする事業の契約書等の写し、現場代理人届等の写しが申請した技術者ごとに添付されている。	☐	☐
8 について			
	人数が記載されている。	☐	☐
	記載された人数が申請様式 2-2 と整合している。	☐	☐
9 について（1 の 1 つ目の選択肢をチェックした場合は不要）			
	いずれかの項目にチェックがつけられている。	☐	☐
	遵守すべき行動規範等が添付されている。	☐	☐
	行動規範等の遵守のための取組内容を証する書類が添付されている。	☐	☐
10 について			
	チェックがつけられている。	☐	☐
	チェックがつけられている取組内容が具体的に記載されている。	☐	☐
	チェックがつけられている取組内容に係る資料	☐	☐
	関係書類はあるので添付している。	☐	☐
	関係書類はないので添付していない。	☐	☐
11 について（労働災害の発生頻度（上欄）は記載必須。それ以外の項目については、1 の 1 つ目の選択肢をチェックした場合は不要）			
	【上欄】労働災害の発生頻度について、過去 3 年間の年度と人数（0 を含む）が記載されている。	☐	☐
	◎【上欄】直近 1 年間で、労働災害が発生した場合		
	再発防止策に取り組んでいる又は再発防止に向けた取組についての資料が添付されている。	☐	☐
	【中欄】チェックがつけられている。	☐	☐
	【中欄】チェックがつけられている取組内容が具体的に記載されている。	☐	☐
	【中欄】チェックがつけられている取組内容に係る資料	☐	☐
	関係書類はあるので添付している。	☐	☐

	関係書類はないので添付していない。	☐	☐
	【下欄】いずれかの項目にチェックがつけられている。	☐	☐
	【下欄】チェックがつけられている取組内容が具体的に記載されている。	☐	☐
	【下欄】チェックがつけられている取組内容に係る資料	☐	☐
	関係書類はあるので添付している。	☐	☐
	関係書類はないので添付していない。	☐	☐
12 について（ <u>1 の 1 つ目の選択肢をチェックした場合は不要</u> ）			
	両方にチェックがつけられている。	☐	☐
	【参考】社会保険の加入状況については、申請様式 7－1 の 2 でも確認することになっており、そちらでは確認書類の提出も求めている。	☐	☐
	チェックがつけられている取組内容が具体的に記載されている。	☐	☐
13 について			
	いずれかにチェックがつけられている。	☐	☐
14 について（ <u>1 の 1 つ目の選択肢をチェックした場合は不要</u> ）			
	チェックがつけられている。	☐	☐
15 について（ <u>1 の 1 つ目の選択肢をチェックした場合は不要</u> ）			
	◎1 人以上の人数が記載されている場合		
	その人数が申請様式 2－1 と整合している。	☐	☐
	◎1 人以上の人数が記載されていない場合		
	選択肢にチェックがつけられている。	☐	☐

【申請様式 2－1 関係】 (申請様式 2 の <u>1 の 1 つ目の選択肢をチェックした場合は不要</u>)	申請者	局職員
◎設置している常勤役員について記載されている場合		
その人数が申請様式 2 の 15 と整合している。	☐	☐
◎設置している常勤役員について記載されていない場合		
設置に向けた取組について記載されている。	☐	☐

【申請様式 2－2 関係】	申請者	局職員
人数が申請様式 2 の 8 と整合している。	☐	☐
備考欄にそれぞれの資格の取得年月日等が記載され、資格者証等（研修修了証書含む）の写しが添付されている。	☐	☐

【申請様式 2－3 関係】		申請者	局職員
1 について			
(1) について、班数、人数が記載されている。	☐	☐	
(2) について、(1) で下請区分に記載がある場合、申請者と下請負者の業務分担が記載されている。	☐	☐	
2 について			
直近事業を実施した過去 3 年の実績が記載されている。	☐	☐	

【申請様式 3 関係】		申請者	局職員
◎ 1 法人の場合			
(1) について			
1 つ目の選択肢にチェックがつけられている。	☐	☐	
①から③まで記載されている（貸借対照表、損益計算書等が添付されている場合は③のみ記載されていれば良い）。	☐	☐	
(2) について、チェックがつけられている。	☐	☐	
◎ 設立後間もない法人の場合			
経理状況がわかる書類が添付されている。	☐	☐	
◎ 2 個人の場合			
(1) について			
1 つ目の選択肢にチェックがつけられている。	☐	☐	
納税状況が記載されている（納税証明書の写し等が添付されている場合は記載を省略できる）。	☐	☐	
青色申告決算書等の写しが添付されている。	☐	☐	
(2) について、チェックがつけられている。	☐	☐	

【申請様式 4 関係】		申請者	局職員
基礎額・申請額・割増率が記載されている。	☐	☐	

【申請様式 5 関係】		申請者	局職員
申請者が木安法第 4 条第 1 項の認定（木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等と共同して作成した事業計画に係るものに限る。）を受けた者である場合であって、当該認定に係る事業計画（森林の区域に申請に係る樹木採取区が含まれているものに限る。）の写しを提出したときは不要。ただし、当該事業計画書の写しだけでは審査・選定ができない場合は追加資料の提出が必要。 ◆印で示した箇所は審査基準で必須とされているもの。上記木安法の認定を受けていても、当該事業計画の内容が審査基準を満たしていない場合は審査不合格となるので追加資料提出が必要なことに注意。			

単独で審査・選定ができる木安法認定に係る事業計画の写しが提出されている。	☐	☐
1について（審査・選定ができる事業計画の写しが提出されている場合は不要）		
(1) について		
申請者、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等の備考欄以外の欄に記載があり、申請者及び木材利用事業者等の実績の値が4の全体概念図の値と整合している。また、主要取引先がある場合は氏名又は名称に※印が付されている。	☐	☐
申請者の目標数量及び木材利用事業者等の目標数量の合計が、いずれも平均数量（過去の実績）から樹木採取区に由来する素材生産量以上に増加している。 ◆審査基準等通知第1の1（1）エ（イ）	☐	☐
(2) について、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等の備考欄以外の欄に記載がある。また、主要取引先がある場合は氏名又は名称に※印が付されている。	☐	☐
(3) について		
(1) に記載した木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者ごとに法定福利費の支払い状況がわかる書類が添付されている。	☐	☐
◎木材産業高度化推進資金の利用を計画する場合		
3で木材産業等高度化推進資金の利用を計画すると記載した事業実施者ごとに、過去3か年分の財務諸表が添付されている。	☐	☐
2について（審査・選定ができる事業計画の写しが提出されている場合は不要）		
(1) について、申請者と木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者との間で協定書等により合意形成された取引の内容について、引取時期、引取場所、引取量、価格の決定や見直し方法等の記載があり、添付された協定書等の内容と整合している。	☐	☐
(2) について		
①について		
計画量が樹木採取区由来量（内数）とともに記載されており、目標の計画量については4と整合している。	☐	☐
目標とする素材生産量の現状に対する増加量が、樹木採取区に由来する素材生産量以上となっている。 ◆審査基準等通知第1の1（1）エ（イ）	☐	☐
②について		
区分別に計画量が記載されており、現状と目標の計画量については4と整合し、※印を付された主要取引先が木材利用事業者等の欄に記載されている。	☐	☐

	木材利用事業者等の目標とする木材の取引量の合計の現状に対する増加量が、樹木採取区に由来する素材生産量以上となっている。 ◆審査基準等通知第1の1（1）エ（イ）	☐	☐						
	③について、区分別に計画量が記載されており、現状と目標の計画量については4と整合し、※印を付された主要取引先が木材製品利用事業者等事業者の欄に記載されている。	☐	☐						
	①、②、③について、申請者から木材利用事業者を通じて木材製品利用事業者等へ供給される木材取引予定量が、樹木採取区から供給される木材取引予定量全体の50%を超えている。 ◆審査基準等通知第1の1（1）ウ（オ）	☐	☐						
	（3）について、木材生産流通改善施設の整備を整備しようとする場合には、各項目が記載されている。	☐	☐						
	（4）について <table border="1"> <tr> <td> 事業実施者ごとに、新規需要の開拓の内容と、その取組に係る木材又は木材製品の供給量又は使用量の目標が記載されており、その内容と目標が4と整合している。 </td><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr> <td> 開拓する新規需要の増量（原木換算量）が樹木採取区からの木材供給量以上に増加している。 ◆審査基準等通知第1の1（1）エ（イ） </td><td>☐</td><td>☐</td></tr> </table>	事業実施者ごとに、新規需要の開拓の内容と、その取組に係る木材又は木材製品の供給量又は使用量の目標が記載されており、その内容と目標が4と整合している。	☐	☐	開拓する新規需要の増量（原木換算量）が樹木採取区からの木材供給量以上に増加している。 ◆審査基準等通知第1の1（1）エ（イ）	☐	☐		
事業実施者ごとに、新規需要の開拓の内容と、その取組に係る木材又は木材製品の供給量又は使用量の目標が記載されており、その内容と目標が4と整合している。	☐	☐							
開拓する新規需要の増量（原木換算量）が樹木採取区からの木材供給量以上に増加している。 ◆審査基準等通知第1の1（1）エ（イ）	☐	☐							
	（5）について、木材利用事業者等の氏名又は名称及び所在地が記載されている。	☐	☐						
	（6）について、木材製品利用事業者等の氏名又は名称及び所在地又は事業を行う区域が記載されている。	☐	☐						
	（7）について、事業の実施期間が記載されており、安定取引協定の期間と整合している。 ※実施期間については、申請する樹木採取権の存続期間以上となっていること又は存続期間以上となっていない場合は、当該協定の更新方法が自動更新等の継続性が高いものとなっていること。 ◆審査基準等通知第1の1（1）ウ（カ）④	☐	☐						
	3について（審査・選定ができる事業計画の写しが提出されている場合は不要）								
	各年度において、事業実施者ごとに、施設等種類と資金及び資金調達先別金額が記載されている。 ※樹木採取権の存続期間を勘案して適切に計上されており、調達方法も適切である。 ◆審査基準等通知第1の1（1）ウ（コ）	☐	☐						
	4について（審査・選定ができる事業計画の写しが提出されている場合は不要）								
	2（1）に記載した事業者と概念図中の事業者が整合している。	☐	☐						

概念図中の現状値と計画量が 1 (1) に記載した過去の実績及び計画、2 (2) の①、②及び③に記載した現状と目標の計画量と整合している。	☐	☐
概念図中の新規需要開拓の内容と目標が 2 (4) に記載した内容と整合している。	☐	☐

【申請様式 5 - 1 関係】	申請者	局職員
アについて、取引量が記載されており、いずれかの選択肢にチェックがつけられている。	☐	☐
イについて、いずれかの選択肢にチェックがつけられている。	☐	☐
ウについて、いずれかの選択肢にチェックがつけられている。	☐	☐
エについて、いずれかの選択肢にチェックがつけられており、2 つ目の選択肢にチェックがつけられている場合は必要な書類が添付されている。 (1 つ目の選択肢であるクリーンウッド法登録業者は公表されており、インターネットで検索可能なため書類の添付不要)	☐	☐

【申請様式 5 - 2 関係】	申請者	局職員
日付の記載があること。	☐	☐
事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地が記載されており、協定書の住所氏名と一致している。 ※関係する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者が連名又は単独で作成し、関係する全ての事業者の誓約書が添付されていること。	☐	☐
事業者間の協定書の写しが添付されている。	☐	☐

【申請様式 6 関係】	申請者	局職員
◎ 1 について、いずれかの選択肢にチェックがつけられている場合		
必要な書類が添付されている。	☐	☐
2 について、数値が記載されており、申請様式 7 - 1 の 2 の地元雇用の適否欄の計と整合している。	☐	☐
◎ 3 について記載がある場合		
記載された市町村が樹木採取区の所在する市町村である。	☐	☐
◎ 4 ①～④について、記載がある場合		
それぞれ必要な書類が添付されている。	☐	☐
◎ 5 ①～④について、記載がある場合		
それぞれ必要な書類が添付されている。	☐	☐

【申請様式 7 関係】	申請者	局職員
1 について、いずれかの選択肢にチェックがつけられており、申請様式 7－1 の 2 の雇用形態の適否欄の計と整合している。	☐	☐
◎ 2 ①～④について、いずれかの選択肢にチェックがつけられている場合		
それぞれ必要な書類が添付されている。	☐	☐

【申請様式 7－1 関係】	申請者	局職員
1 について、各欄が記載されている。	☐	☐
2 について		
現場作業職員ごとに各項目が記載されており、居住地が証明できる資料が添付されている。	☐	☐
適否欄の計（割合（％））について、雇用形態は申請様式 7 の 1 と、地元雇用は申請様式 6 の 2 と整合している。	☐	☐
社会保険・労働保険等への加入状況について、申請様式 2 の 12 と整合しており、該当する項目の加入状況が確認できる資料が添付されている。	☐	☐
2 の現場従事実績について		
3 年以上の従事実績を有する技術者の実績を証する資料が添付されている。	☐	☐
◎ 1 年以上 3 年未満の現場従事実績を有している現場作業職員について、3 年以上の従事実績者と同等の能力を有しているとして申請する技術者がある場合		
1 年以上の従事実績を証する資料が添付されており、3 年以上の従事実績者と同等の能力を有することを証する書類が添付されている。	☐	☐

【申請様式 8 関係】	申請者	局職員
1 及び 2 に必要事項が記載されている。	☐	☐
◎ 3 について、いずれかの選択肢にチェックがつけられている場合		
必要な書類が添付されている。	☐	☐

【申請様式 8－1 関係】	申請者	局職員
実際に申請書を提出する年月日が記載されている。	☐	☐
◎ 法人の場合		
事業者の名称及び代表者名並びに所在地が記載されている。	☐	☐
◎ 個人の場合		
事業者の氏名及び住所が記載されている。	☐	☐

【申請様式 9 関係】		申請者	局職員
実際に申請書を提出する年月日が記載されている。		☐	☐
◎法人の場合			
事業者の名称及び代表者名並びに所在地が記載されている。		☐	☐
◎個人の場合			
事業者の氏名及び住所が記載されている。		☐	☐

【申請様式 10 関係】		申請者	局職員
実際に申請書を提出する年月日が記載されている。		☐	☐
◎法人の場合			
事業者の名称及び代表者名並びに所在地が記載されている。		☐	☐
◎個人の場合			
事業者の氏名及び住所が記載されている。		☐	☐
審査基準等通知第 1 の 1 (3) エ (キ) から (ヌ) に該当しない場合はチェックする (局職員は申請者がチェックした項目がないか確認する)。			
(キ) 樹木の採取に伴い必要となる他法令に基づく手続 (例えば自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号)、砂防法 (明治 30 年法律第 29 号) における伐採の許可等) において、違反をした実績がある者。		☐	☐
(ク) 行政機関に対し森林施業に関する苦情が寄せられている者。		☐	☐
(ケ) 過去に森林窃盗等悪質な事例の報告がなされている者。		☐	☐
(コ) 国内外において強引な森林施業を実施していると認められる者。		☐	☐
(サ) 反社会的行為に関与した者。		☐	☐
(シ) 過去に暴力団員であった者又は暴力団と密接な関係を有する者 (通知のとおり例外あり)。		☐	☐
(ス) 我が国の森林・林業関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法 (明治 40 年法律第 45 条) 若しくは暴力行為等処罰に関する法律 (大正 15 年法律第 60 号) の罪を犯し、罰金の刑 (これに相当する外国の法令による刑を含む。) に処せられたことがある者。		☐	☐
(セ) 禁錮以上の刑 (これに相当する外国の法令による刑を含む。) に処せられたことがある者 (通知のとおり例外あり)。		☐	☐
(ソ) 所属した法人等又は現在所属する法人等が行政機関より造林の命令等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失によりこれを生ぜしめたことがある者又は当該者を構成員とする法人。		☐	☐
(タ) 業務に関連して法令に違反し、代表役員、一般役員等が逮捕さ		☐	☐

れ、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者。		
(チ) 業務に関連して法令に違反し、事案が重大又は悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者。	☐	☐
(ツ) 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者。	☐	☐
(テ) 森林経営管理法運用通知別紙の1(6)の行動規範、ガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者。	☐	☐
(ト) 森林の経営管理又は樹木採取権の行使を適切に行うことができない若しくは森林の経営管理又は樹木採取権の行使に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者。	☐	☐
(ナ) 樹木採取権実施契約、樹木採取権運用協定、これらの契約に基づき国が樹木採取権者と締結する契約その他国有林野事業に係る国との契約において、重大な契約上の義務違反があった者又は正当な理由なく契約上の義務を履行せず、国からの契約解除に至ったことがある者。	☐	☐
(ニ) 法第8条の21に基づく国の指示を受け、正当な理由なく指示に従わなかったと認められる者で、指示に従わなかったと認められる時点から2年を経過しない者。	☐	☐
(ヌ) その他十分な社会的信用を有していると認め難い者。	☐	☐
◎審査基準等通知第1の1(3)エ(キ)から(ヌ)のいずれかに該当している場合。 (上記(キ)から(ヌ)にチェックがない場合)		
樹木採取権の設定を認めることが著しく不適當ではない場合に該当する理由について、別途記載したものが添付されている。	☐	☐

【参考様式】※任意提出		申請者	局職員
◎提出された場合			
採取希望時期が記載されている。	☐	☐	